

## 地域未来戦略及び地方分権改革の推進について

令和7年11月14日

地方六団体

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復している。しかしながら、地方財政は、物価高や社会保障関係費の一層の増加に加え、人口減少対策、地方創生の推進、こども・子育て政策の強化、頻発する自然災害への対応など、重要課題に対応するための財政需要も見込まれ、相当厳しいものになることが想定される。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国においては、以下の抜本的な対策を講じられたい。

- 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源  
総額の確保・充実等
- 当面の経済対策等について
- 若者・女性が暮らしやすい社会づくりなど人口戦略の  
総合的な推進
- 地方創生の推進
- こども・子育て政策の強化
- デジタル化の推進
- 脱炭素社会の実現に向けた取組
- 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり
- 感染症危機に備えるワンヘルスの取組、家畜防疫・危険鳥獣  
対策の推進
- 持続可能な社会保障の基盤づくり
- 次世代を担う「人への投資」
- 地方分権改革の着実な推進
- 多様な人材が地方議会に参画するための環境整備の推進
- 地方税財源の確保・充実

## □ 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実等

- 社会保障関係費の増加に加え、物価高や民間の賃上げ等が進む中で、公共事業や施設管理・行政サービス等において求められる価格転嫁、昨年度に引き続き大幅な引き上げとなった各人事委員会勧告を踏まえた給与改定等への対応、金利上昇の影響といった避けることのできない歳出の増加が見込まれる。これらに加えて、地方が責任を持って地方創生・人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、国土強靱化、インフラ・公共施設の老朽化対策などの重要課題に対応しつつ、発注における適切な価格転嫁を行い、安定的な行政サービスを提供していくため、経済・物価動向等を適切に反映し、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上した上で、必要となる地方交付税等の一般財源について増額確保し、充実すること。

特に、公共事業や施設管理・行政サービス等の公的需要は、GDP 全体の約 1/4 を占め、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあることから、全国的に物価高が継続する中であって、公的需要における価格転嫁が行われなければ、地域経済の縮小・衰退は免れない。地域経済の好循環、民間企業の賃上げの実現のためには、地方における官公需の価格転嫁が急務であり、地方がこれを確実に実施するために必要となる一般財源の増額確保が不可欠である。

- いわゆる「103 万円の壁」の更なる見直しについては、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、地方交付税の原資の減少分も含め国の責任において代替となる恒久財源を適切に確保すること。

また、基礎控除等の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化し、社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じることに配慮し、各種制度等の周知期間を十分確保するとともに適切に地方財政措置を講じること。

加えて、暫定税率の廃止を含む自動車関係諸税全体の見直しについては、関係税収が地方にとって貴重な税財源となっており、今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層増していくと見込まれることを考慮し、地方の減収については代替の恒久財源を措置するなど、国・地方の財政需要に対応した税財源の安定的な確保を図ること。

- 地方交付税の総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・

充実を図ること。

- 臨時財政対策債に頼らない財政運営を確立した上で、必要な財源が不足する場合や、今後の国税収入・地方税収入や地方負担の状況等によって財政収支に大幅な不足が生じる場合には、地方交付税の法定率の引上げを行い、安定的に交付税総額の確保を図ること。
- 地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。
- 国庫補助金等については地域の実情を踏まえて自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図ること。

#### **□ 当面の経済対策等について**

- 今後、物価高等に対応するための経済対策等を策定する場合は、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済の状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じるとともに、地方に対する交付金については、適正な事業期間で効果的な施策を展開するための繰越要件の緩和、基金積立要件の弾力化、対象事業の拡大など、機動的な運用や手続の簡素化などを図ること。
- 国際情勢の変化や通貨価値の変動などにより、今後もエネルギーの確保が懸念されることから、エネルギーの安定供給に向けた抜本的な対策を検討すること。
- 持続的な賃上げの実現に向け、中小企業の生産性向上や適切な価格転嫁の定着化、大企業と中小企業間における取引の適正化に向けた対策を強化すること。  
特に、中小企業が今般の最低賃金の大幅な引上げに対応できるよう、国の責任において十分な支援措置を講じること。
- 公共事業の補助単価や地方債における庁舎・公立病院の建築単価に関する地方財政措置等については、物価高に対応できるよう、実態に即した機動的な見直し等を継続的に行うこと。

- ドライバー等の長時間労働の改善や賃金水準向上、物流の効率化や商慣行の改善、建設業における生産性向上などの取組を推進すること。

## **□ 若者・女性が暮らしやすい社会づくりなど人口戦略の総合的な推進**

- 我が国において人口減少問題は最大の問題であり、その構造的課題の解決に向けて、官民一致協力し国を挙げて対策を講じていかなければならない。そのため、若者・女性にとっても魅力のある地域社会を構築していくことが特に重要であり、人口流出に歯止めをかけ地方への人の流れをつくる社会減対策、地域間格差のない子ども・子育て支援等の自然減対策、人口減少下でも豊かで持続可能な地域づくり、の三つを柱に、国として人口減少対策に関する体制整備のもと真に実効ある政策を再構築し、とりわけ若者・女性の意見を取り入れながら地方との適切な役割分担により、人口減少対策を財源措置も含め、強力かつ総合的に推進すること。
- 若者の声をより国政等に反映できるよう、若者の意見をより丁寧に聴取できる機会や手法を構築すること。また、被選挙権年齢の引下げも含めた若者の政治参加促進に係る議論を加速すること。
- 地域における社会減対策や保育・教育の無償化をはじめとする子ども・子育てにやさしい社会へ転換、持続可能な地域づくり対策などの重要課題について、国・地方のみならず、民間企業をはじめ様々な主体、国民が連携協力して、真に効果的な施策や運動を展開していくことが、希望ある未来へと繋がる筋道である。そのため、経済界、労働界、地方自治体、関係団体、有識者、若者世代などが参画し設立された「未来を選択する会議」などと緊密に連携して、広く国民各界各層が一丸となった国民的運動を迅速にスタートさせること。
- ふるさと住民登録制度の創設にあたり、国において、関係人口の定義と制度の趣旨を明確にした上で、登録者にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計とすること。また、自治体が行う登録を促進するための情報発信や登録者に対して供する行政サービス等に要する経費など、十分な財源措置も含めた支援等を講ずること。

## **□ 地方創生の推進**

- 真の地方創生の実現に向け、「地方創生 2.0 基本構想」に掲げられた政策の 5 本柱の取組について、関係府省庁が一丸となり、迅速、かつ、着実に推進していくこと。また、倍増された地方創生交付金を地方が有効に活用できるよう、制度の拡充や取扱いの弾力化などできる限り自由度を高め、事務手続の簡素化を図ること。さらに、各地域の自主性と創意工夫に基づいた未来の成長の糧となる地方の優れた取組を徹底的に支援するとともに、その普遍化を推進し、成果をそれぞれの地域において実現できるよう十分な支援を実施すること。加えて、地方におけるデジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保を強力に進め、地域間のデジタル格差是正に努めること。
- 東京一極集中を是正するため、10 年後に東京圏から地方への若者の流れを倍増するという「地方創生 2.0 基本構想」の目標の達成に向けては、若者や女性にも選ばれる地方をつくることが重要であることから、若年者の正規雇用の促進や持続的な賃金上昇に向けた環境整備、短時間正社員など多様な正社員制度の導入、働き方の見直しや男性が家事・育児を担う社会全体での「共育て」の推進、兼業・副業の促進、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の意識変革など、男女を問わず若者が結婚や妊娠・出産・子育てなど、未来に希望を持てる機運醸成や環境整備を図ること。
- 大規模災害等の際の持続可能性や首都機能のバックアップ体制の強化の観点から、政府関係機関の地方移転や企業の地方分散など、経済機能や雇用機会の大都市部への過度な偏在を是正するための地方移転を着実に進めること。
- 農山漁村地域に多様な関わりをもつ「関係人口」の拡大に向けた取組を通じた田園回帰の促進により、都市と農山漁村が共生する社会を実現すること。
- 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、積極的に支援すること。
- 地方財政計画に計上されている「地方創生推進費」や「地域デジタル社

会推進費」については、地方創生の取組に必要な経費であるため、大幅に拡充し、継続すること。

- 住民生活に必要なサービスを担う公営企業について、将来にわたり持続可能なサービス提供体制を確保していくため、地域の実情に応じた経営形態の見直し等を進めることができるよう、適切な財政措置を講じること。
- 「地方拠点強化税制」については、制度の継続はもとより、本社機能の地方分散を促すインセンティブとなるよう、これまでの実績や効果なども踏まえたより実効性のある税制とすべく、制度の更なる拡充を検討すること。
- 地方創生に不可欠な高規格道路の未整備区間解消、暫定2車線区間の4車線化、リニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進・早期開業を行うとともに、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ・国家プロジェクトとしての位置付け及び新たな整備財源の確保、幹線鉄道の地域の実情に応じた高機能化や高速化、代替機能を発揮する鉄道のネットワーク化など、広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- 地域の実情に応じた生活交通の維持・確保、及び持続可能な地域公共交通の実現に向け、深刻化するバス・タクシー運転手や鉄道運転士不足の解消などの取組を着実に推進できるようにするとともに、交通空白の解消に向けて、自動運転や空飛ぶクルマなどの新たな技術の導入や規制緩和などを行いながら、地域の交通資源等を最大限活用した持続可能で多様な移動手段を確保できるよう、地方に対し必要かつ十分な支援を行うこと。同様に、離島航路・航空路についても、離島の地理的条件や自然的条件を考慮し、必要かつ十分な支援を行うこと。
- 国民にとって重要な社会インフラである鉄道については、全国的な鉄道ネットワークの在り方そのものについて、まずは国の責任において議論の上、早期に方向性を示すこと。また、地域鉄道の安全輸送の確保に加え、利便性向上や利用促進、被災鉄道の早期復旧のため、鉄道事業者及び地方に対し更なる支援を行うとともに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。
- 世界文化遺産や日本遺産をはじめ地域における文化財の付加価値を高め

保存と活用の好循環を創出する取組や、伝統芸能など地域文化の次世代の「担い手」「支え手」の育成、様々な文化資源をいかした「まちづくり」などの取組に対する支援を拡充すること。

- インバウンドを含めた観光客の消費拡大や地方への誘客促進を図るため、伝統的酒造りや温泉文化、神楽など、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等の資源を活かした魅力ある新たな観光資源・文化資源の発掘・磨き上げの取組や誘客プロモーション、受入環境の整備、オーバーツーリズムの未然防止・抑制などについて必要な支援を行うこと。
- 持続可能な観光地域づくりに向け、観光地・観光産業の再生・高付加価値化を図るための宿泊施設・観光施設の改修や旅行商品の造成、観光DXの推進、総合的な人手不足対策などとともに、DMOの機能強化に向けた取組に対する支援を行うこと。
- 国際観光旅客税については、DMOを含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により地方に配分すること。
- 令和6年能登半島地震の被災地域における観光の復興を図るため、事業者支援や風評被害対策、地域資源を活用したコンテンツ造成や情報発信・プロモーションへの支援を進めること。
- 米国の関税措置については、今後も米国の政策動向を注視し、万全の対策を講じること。また、機会を捉えて関税措置の見直しを粘り強く求めること。  
さらに、関税措置による産業全般に対する影響を分析し、影響を受ける事業者に対するきめ細かい支援策を講じること。  
特に、経済の変動の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や適切な価格転嫁の実現に向けた取引適正化対策等を講じること。
- CPTPP協定、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な

対策を講じること。また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

- 新たな食料・農業・農村基本計画は、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしており、持続可能で強固な食料供給基盤が確立できるよう関連する施策の充実・強化や必要な予算を確保すること。また、地域農業を支える担い手の確保・育成及び多様な農業者への支援を強化するとともに、農業の持続的発展と地域社会が維持されるよう農村の振興を図ること。
- 農業の持続的な発展を図り、国民への食料の安定供給を確保するため多様な農業人材の確保・育成に早急に取り組むとともに、農業の収益性の改善など安定した所得を確保した上で、農業従事者が安心して営農を継続できる具体的な対策を講じること。
- 農地の貸借が「農地中間管理機構（農地バンク）」を介した手続きに統一されたことに伴い、事務手続きの煩雑化や手続きにかかる期間の長期化が課題となっていることから、農地の円滑な貸借に支障が生じることのないよう対策を講じること。
- 今回の農地法制の見直しに伴う農用地区域からの除外抑制の措置の運用に当たっては、地域において進めている土地利用計画等を過度に阻害し、現場に混乱が生じることのないよう十分配慮すること。
- 米の安定供給や生産者の所得確保を図るため、需給調整については、これまでの取組を検証し、見直しの検討を継続的に行い、全国・各産地において、国内外の需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、実効性のある対策を講じること。また、米の適正な価格形成に向け、生産者が再生産可能な米価の維持・安定と消費者が購入しやすい価格に十分に配慮した実効性のある対策を講じること。
- 目標地図を含む地域計画の変更に伴う事務や経費の増加が見込まれるため、人的・財政的支援等の必要な措置を継続すること。
- 中山間地域等直接支払制度については、単体集落の存続はネットワーク

化を図る上でも重要であることから、その機能の維持・強化を図ること。

- 原子力発電所事故やALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制について、当該国・地域に対し、科学的根拠に基づく正確な情報を示し粘り強く説明を行い、即時に撤廃するよう強く求めるとともに、影響を受ける輸出に関わる事業者の損失に対して、国が全責任をもって対応すること。また、輸出先の切替及び国内消費の拡大に向けた取組支援等、万全な措置を講じること。
- 外国人の受入れについては、地方の実情を考慮した育成就労制度の設計と運用を行うこと。また、家族も含めた秩序ある外国人の受入れ及び多文化共生に対する国としての戦略を示し、生活支援や日本語教育等、外国人の受入環境整備と地方自治体への永続的な財源措置を行うこと。
- 孤独・孤立対策については、包括的に支援することが可能となるよう、重点計画に示されている電話・SNSを活用した相談窓口の整備、アウトリーチ型の支援、地域社会を支える支援団体に対する支援の充実を図るとともに、地域の実情に応じた取組を支援するため、社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金などの財源確保と財政支援の拡充を図ること。

## **□ こども・子育て政策の強化**

- 「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども関連政策を円滑・強力に推進するとともに、真に実効性ある取組が展開できるよう、地方の意見を反映すること。また、こども・子育て政策の強化に向けては、全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな事業が組み合わせることが効果的であり、地方が行うサービスの提供などについても、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施に当たっては、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めて国の責任において必要な財源を確実に確保すること。
- 子ども・子育て支援金制度については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。また、加速化プランを支える安定的な財源の確保のための

歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すること。

- こども政策DXの推進に係る具体的な情報を早期に提示し、地方自治体が円滑に実施できるよう支援策を講じるとともに、必要な財源を確実に確保すること。また、費用負担に係る全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担が生じないようにすること。
  
- こども・子育ての基本となるべき施策については、地域間格差が生じることのないようナショナルスタンダードの観点を踏まえて検討すること。  
多様な保育サービスの拡充、こどもに関わる全国一律の医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の無償化の制度改善、認可外保育施設の質の確保・向上等を図るとともに、「地域少子化対策重点推進交付金」の補助率の引上げなど、子育て支援の充実を図ること。  
なお、0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、地域の実情を考慮し、受入れに必要となる施設や担い手の確保、費用負担等の課題を踏まえ十分に検討すること。
  
- 保育士の職員配置基準の改善や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に当たっては、地方自治体によって保育士の人材不足の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、各自治体が円滑に取り組める制度にすること。
  
- こども性暴力防止法の施行に向け、学校設置者等が安全確保措置等の準備を円滑に進められるよう、具体的な情報を早期に提供するとともに、専門家や外部機関の確保・連携について、財政措置を含めた支援を講じること。  
また、制度を実効性あるものとするため、制度の趣旨等を広く周知すること。
  
- 他産業と遜色のない水準への保育士等の処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃などを講じること。なお、保育士等の処遇改善に係る公定価格の見直しに当たっては、引き上げ分が確実に職員の処遇改善につながるよう丁寧な周知等を行うこと。また、在宅で育児をする世帯など、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。

- 公務員の地域手当の見直し等に伴う公定価格への反映に当たっては、人材の確保に影響が出ないように、適切な措置を講じること。また、その見直し等に伴い生じる地方の財政負担については、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。
- 就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金について、各自治体の整備計画に支障を来たすことのないよう、十分な予算額を確保すること。
- 放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、国の責任において施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確保するとともに、処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。
- 不妊・不育症治療等については、一部保険適用されているが、希望者が経済的負担を理由に諦めることのないよう、支援の充実を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。
- 産後の母親が一時的に育児から離れ、心身ともに回復できるよう、産後ケア事業や、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。また、住む地域等に関係なく、妊産婦や新生児、乳幼児の命、健康が等しく守られるよう、相談支援や検査・健診をどの自治体でも実施することができる制度設計を行うとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- 教育支援センターやNPO、フリースクールなどの多様な居場所や学びの場の整備・運営に対する支援を充実すること。また、教職員定数の一層の改善を図るほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- ヤングケアラーの支援を推進していくため、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的な支援体制の構築、相談しやすい環境づくり、支援者の育成・確保に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」及び改正児童福祉法等に基づく虐待対応の強化に向け、地方自治体や児童相談所等の体制整備に対して必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の確保・育成・定着支援や関係機関との連携強化に向けた取組への支援の充実を図ること。
- こどもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育や生活、保護者に対する就労等への支援について、地方と一体となって加速・充実すること。あわせて、物価高による影響が特に大きい生活困窮世帯への生活福祉資金貸付について、支援の更なる拡充を図ること。
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の引上げなどのひとり親家庭への支援策の拡充、児童養護施設等の小規模・地域分散化等に要する施設整備等への財政支援の拡充等による社会的養育の充実、「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」による地方の実情に応じた取組への継続的支援などを図ること。
- こどもの自殺対策を効果的に講じるため、こどもたちの特性及び地域の特性に応じた自殺実態の分析を進めること。また、体制整備や研修の充実など必要な技術的支援及び財政措置等を図ること。
- 多様な働き方や妊娠・子育て等と仕事の両立に向けた仕組みづくりを促進するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産できるよう、育児休業期間中の経済支援制度を充実すること。

## **□ デジタル化の推進**

- 地方団体の基幹業務システムの標準準拠システムへの移行を支援するデジタル基盤改革支援補助金については、令和7年度末までに必要となる経費を踏まえた新たな補助上限額等が設定されたが、なお移行に必要な経費を充足できないおそれもあることから、令和8年度以降の移行作業に必要な財源も含め、国の責任において全額を国庫補助の対象とすること。  
併せて、移行に伴い影響を受ける全てのシステムの改修費等についても全額国庫補助により確実に措置すること。

- ガバメントクラウドの利用料については、先行事例や既にクラウドで運用している地方自治体の実証分析等を踏まえ、地方自治体の意見を丁寧に聴きながら、地方自治体の負担増とならないよう適切な額に設定すること。
- 標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費の増加について、国が主体となって実態を把握し、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、必要な措置を講じること。その上で、現行よりも運用経費が増加する部分については、全額国庫補助により確実に措置すること。
- 光ファイバ、5G等のデジタル基盤の整備については、過疎地域等をはじめとする未整備地域を解消できるよう、国の整備計画に基づき、着実な推進を図るとともに、災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークが維持できるよう、衛星回線の活用のための設備導入等を促進するための新たな支援制度を創設すること。

また、5Gについては、非居住地域も含め、通信環境の確保が必要な地域において、都市部に遅れることなく、基地局等の整備を促進するとともに、サブ6等の新技術が利用可能なエリアの拡大等、5Gの特長を活かした高品質な通信サービスの普及拡大に向けたインフラ整備を促進すること。
- マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国において、国民の制度への理解促進に向けた取組の強化等により、安心してサービスを利用できる環境を構築するとともに、マイナンバーの紐づけ誤りに関する総点検の結果を踏まえた再発防止対策を徹底し、関係者が一体となったチェック体制の構築や正確かつ適正な情報の紐づけがなされる仕組みを構築すること。
- マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。また、マイナンバーカードの電子証明書の更更新手続について、手続可能な場所の拡充及びオンラインによる更新の実現を図るとともに、更新の必要性を周知すること。さらに、カードの利便性向上に向けて、各種免許証等との一体化などの取組について、着実に推進すること。

- 戸籍への氏名の振り仮名記載対応について、本年5月の施行以降、仮の振り仮名の通知を受けた国民が混乱することのないよう、国の責任において、改正法の主旨や振り仮名届出に係る周知を確実に行うこと。  
また、地方自治体において多くの新たな業務が発生し、人員確保や事務委託が必要になってくることから、当該事業に係る必要な経費を確実に全額負担すること。
- 地方においてはデジタル人材の不足が喫緊の課題であることから、国において、人材不足の解消と都市部からの人材還流促進の取組を強化し、全国各地におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めること。
- 国において、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、全ての人が身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境の整備を引き続き行うとともに、多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に利用できるICTリテラシーの向上を支援すること。
- デジタル・ガバメントの構築に向けては、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の継続的な見直しに取り組むとともに、同ガイドラインに基づき、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。
- 令和7年度に創設されたデジタル活用推進事業債について、地方の取組状況等を踏まえて拡充を図ること。
- デジタル行財政改革における「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用」については、自治体の規模や地域の実情、ニーズを十分に踏まえ、各府省庁が業務見直しとシステム構築を行う必要があることから、国と地方が一体となって取組が進められるよう、地方現場の意見を丁寧に聞き、反映させること。  
また、各分野におけるデジタル実装に向けた規制・制度見直しについても、地方の意見を反映させること。
- デジタル空間における情報流通の健全性確保については、国民生活への影響が大きいことから、情報流通プラットフォーム対処法の施行などの取

組に加え、早期に更なる対策を実施すること。

また、情報を正しく理解、評価するとともに安全に活用することができるよう、情報リテラシー・モラル教育や啓発活動を強化すること。

- 地方自治法第 99 条に基づき地方議会が可決した意見書について、各省庁においては、オンラインによる受理体制の整備を進めること。なお、既に受理体制が整備されている省庁においては、その旨の周知を積極的に行うこと。

## □ 脱炭素社会の実現に向けた取組

- 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進すること。また、関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められるよう、関係主体の取組や意見を十分に尊重しながら、地域の実施体制を積極的に支援すること。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金について、予算規模や交付対象、事業期間等を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善を行うこと。また、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるように、事業期間が令和 7 年度までとされている脱炭素化推進事業債による支援を継続・拡充すること。
- 再生可能エネルギーの主力電源化に向け、導入を強力に促進するとともに、地域間融通できる送電網の強化や大型蓄電池の開発促進を着実に図ること。また、太陽光発電等について発電設備の導入から管理、廃棄、リサイクルまで適正に実施されるよう、地方自治体の意見を十分に反映し、制度の充実・改善を図ること。その際、地方自治体に過度な負担が生じないよう万全の措置を講じること。
- 住宅・建築物における省エネ性能等の向上が促進されるよう、国費による十分な財政措置を行うなど、必要な支援策を講じること。
- 災害時の公共施設のエネルギー確保に資するため、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入の推進に対する支援については、令和 8 年度以降も継続するとともに、大

幅な予算の拡充を図ること。

- 将来の人口構造等を見据えたエネルギーの自立分散化、グリーンインフラの整備、スマートムーブ（カーシェアリング、EV、FCV、公共交通、自転車活用）の推進など、国民の利便性だけでなくエネルギーの効率化、ひいては防災・減災にもつながるインフラ整備を推進すること。
- 一般廃棄物処理施設の更新需要の集中が想定される中、老朽化した廃棄物処理施設の更新は脱炭素化にも資するため、計画的な施設整備に必要となる循環型社会形成推進交付金等については、所要の財源を確保すること。

#### **□ 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり**

- 東日本大震災からの復旧・復興事業が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。また、ALPS処理水に係る風評をはじめ、いまだ根強く残る風評被害の解決に向け、国内外への正確かつ効果的な情報発信等の対策を引き続き強力で推進すること。
- 令和6年能登半島地震について、国は、被災自治体と連携して、被災地の復旧復興、被災者の生活再建を、人材面、財政面から強力で支援すること。
- 切迫性が指摘される南海トラフ地震や首都直下地震など、国難レベルの大規模地震や、頻発化・激甚化する大規模な風水害など、いつ起きてもおかしくない災害への対応は喫緊の課題であることから、今般の能登半島地震の対応や課題の検証結果を踏まえて、災害対策の強化を図ること。
- 近年、大規模な災害により、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じていることから、道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保し、適切に配分すること。
- インフラの老朽化が加速度的に進行する中、予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けた老朽化対策を図るため、地方自治体の実情に応じて、点検、維持管理・更新を持続的に実施できるよう、広域連携やD

X技術の活用に取り組むとともに、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

特に、上下水道については、老朽化対策及び耐震化を重点的に進め、施設の強靱化を図るための財政支援を講じること。

- 宅地造成及び特定盛土等規制法の運用について、地方公共団体が行うパトロールなど、違法性や危険性の疑いのある盛土等の早期発見につながる取組や、発見した場合の緊急対応や行政処分などが適正に行われるよう、必要となる財政的・技術的支援を行うこと。
- 国土強靱化の計画的な取組に必要な予算・財源については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」完了後においても、これまでのペースを緩めることなく、例年以上の規模で確保すること。
- 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、国土強靱化の取組について計画的かつ更なる加速化・深化を図るため、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保するとともに、資材価格・人件費高騰等の影響について予算編成過程で適切に反映すること。
- 「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」について、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく直轄事業負担金及び補助事業費を対象として延長するとともに、令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」については、国土強靱化に資する取組であるため、期間を延長し、対象を拡充すること。また、「地震防災対策特別措置法」第4条の適用期間を延長すること。
- 「公共施設等適正管理推進事業債」について、地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を行うとともに引き続き、十分な財源を確保すること。
- 大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮を目指し、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い施設整備交付金の創設等、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新しい財政支援制度等を創設すること。
- 「流域治水」の考え方にに基づき、水害・土砂災害対策の強化に向け、堤

防整備、ダム建設・再生、砂防施設整備等への財政支援の拡充を図ること。また、適時的確な避難指示等の発令に資する危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、新たな技術を活用した防災情報の高度化、災害リスクの高い土地の利用規制や安全な土地への移転誘導などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

- 地方が整備する光ファイバが風水害などにより被害を受けた場合の災害復旧事業については、道路等の公共インフラと同様の復旧に係る財政支援措置を講じること。
- 巨大地震等に備え、医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動に当たることができる人材の育成・確保など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政的支援を一層充実・強化すること。
- 被災者生活再建支援制度について、適用条件の緩和や国負担の強化など、更なる充実を検討すること。

#### **□感染症危機に備えるワンヘルスの取組、家畜防疫・危険鳥獣対策の推進**

- 新型コロナウイルス感染症やSFTS(重症熱性血小板減少症候群)など、人と動物の双方に感染する人獣共通感染症等に備えるため、人と動物の健康、環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという「ワンヘルス」の理念について広く普及啓発を図るとともに、関係機関との連携推進等の取組を強化すること。
- 豚熱について、より適切なワクチンの接種方法を引き続き検討するとともに、農場の飼養衛生管理向上や発生農家の再生に向けた支援策の充実を図ること。また、野生いのしし対策については、捕獲や経口ワクチン散布、豚熱の検査に必要な予算を確保すること。さらに、部分的殺処分に係る研究・検証や発生時における財政支援の拡充などを行うこと。
- アフリカ豚熱の水際対策を一層強化するとともに、野生いのししへの感染が判明した場合に備え、早期封じ込めのための必要資材の備蓄の強化や連携体制の構築を進めること。加えて、死亡した野生いのししを効果的に搜索する探知犬の導入を検討すること。

- 高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止に係る支援制度の拡充や、施設整備等に対する継続的な財政支援を行うこと。
- 人の生活圏にクマ類等の危険鳥獣が出没した際に銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法の運用に当たっては、従前の取組状況も踏まえ、警察官職務執行法や銃刀法等の関係法令や関係省庁との役割分担に係る調整を十分に行い、現場において混乱が生じることなく、地方自治体及び従事者が安心して鳥獣被害対策を実施しうる施策を講じること。あわせて、地域の捕獲体制の強化に向けた取組を行うこと。

また、指定管理鳥獣対策事業交付金等について、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、交付対象の拡充や運用改善を図るとともに、必要な予算を確実に確保すること。

#### **□ 持続可能な社会保障の基盤づくり**

- 被用者保険の適用範囲の拡大の検討に当たっては、国民健康保険の財政や保険者機能に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、今後も安定的で持続可能な制度となるよう国民健康保険制度の将来像や十分な支援等についても併せて検討すること。
- 国民健康保険制度については、平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援を確実にを行うとともに、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。
- 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は極めて重要であることから、配分方法等の見直しは行わず、保険者へのインセンティブ機能を担う「保険者努力支援制度」を有効に活用し、その評価の在り方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。
- 高額医療費負担金について、保険料（税）の引上げにつながる制度見直しは行わないこと。
- 生活保護受給者の国保等への加入については、国の財政負担を地方自治体や国民に付け替えるものであり、国保制度等の破綻を招くおそれがあることから、国において、日本国憲法第 25 条に定める責任を果たすこと。

- 医療分野におけるDX推進の柱である国保総合システムの開発や運用に伴う費用については、財政が脆弱である国保保険者に追加的な負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。
- 「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」については、地域の実情や意見を踏まえながら、必要な予算を確実に確保すること。
- 次期介護保険制度の改正の検討に当たっては、中山間・人口減少地域の実情を踏まえ、今後も事業者によるサービス提供体制の維持が図られるよう適切な措置を講じること。
- 医療、介護、保育、障害福祉などの現場で働く職員の収入については、確実な引上げにつながるよう、適切に制度設計すること。また、地方自治体に過重な負担が発生することのないよう、国において、十分な財源の確保も含め、引き続き必要な措置を講じること。なお、令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分等の見直しを行う場合は、人材の確保に支障が出ないように、適切な措置を講じること。
- 介護職員の確保・定着に向けて、今後も継続して処遇改善等の介護報酬の内容について検証及び見直しを行うなど、安定した介護サービスを持続的に提供していくために必要な措置を講じること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。
- 介護予防・日常生活支援総合事業について、地域の実情に応じ事業を円滑に実施できるよう、地方自治体の意見を十分踏まえ、必要な予算を確保するとともに、上限額の設定については、適切な見直しを行うこと。
- 地域医療構想については地方とも丁寧な協議を行い、再編統合を前提とせず、地域における意思決定を尊重し、地域の実情に即した柔軟な取扱いを行った上で、必要な支援策を講じること。また、新たな地域医療構想の検討については、国としてのグランドデザイン・将来ビジョンを明確に示すとともに、実務を担う都道府県をはじめとする関係者の意見を反映しながら、地域で混乱等が生じないように十分配慮して進めること。

- 地域医療介護総合確保基金については、地方の意向を十分に踏まえた配分とするとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。
- 「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組の推進に加え、医師の不足・地域間偏在の抜本的な解消に向けた更なる対策及び財政措置を講じること。なお、医師手当拠出金等の算定に当たっては、関係者の意見を十分に踏まえること。
- 中山間地域や離島等のへき地における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保やICTを活用した遠隔診療等、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な経費を支援すること。
- 物価高等の現下の社会経済情勢が、医療機関、介護施設、保育施設及び障害者福祉施設等の経営に甚大な影響を及ぼしていることから、これらの機関・施設に対して緊急に十分な財政支援を行うこと。また、医療、介護、障害福祉サービス等に係る報酬については、社会経済情勢等に応じて、改定期を待たずに必要な見直しを行うこと。さらに、物価や賃金の上昇が適時適切に反映される仕組みを組み込むなど、柔軟な対応を検討すること。
- 物価高や賃上げの影響等により、厳しい経営環境にある公立病院について、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含むすべての地域においても必要な医療を安定的に提供できるよう、繰出金に対する地方財政措置を更に拡充すること。
- 医療施設等経営強化緊急支援事業における病床数適正化支援事業については、経営が困難となっている医療機関に対する重要な支援策であるため、事業活用を希望する全ての医療機関を支援対象とするなど、必要な財源を早急に確保すること。
- 医療・介護DXについては、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に提示するとともに、地方自治体や医療機関・介護事業所等の推進体制や進捗状況等を十分に踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。

- 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度については、地方の意見を十分踏まえ、社会情勢の変化に対応した見直しを行うとともに、財政措置の拡充等必要な措置を講じること。

なお、平成 25 年生活扶助基準改定に係る最高裁判決への対応については、判決の趣旨及び内容を踏まえ、財源の確保も含めて国の責任のもとで実施すること。

## □ 次世代を担う「人への投資」

- 教師の働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的・総合的に推進すること。
- 教師の処遇改善は、教育現場における「人への投資」であり、教師に優れた人材を確保し、学校教育の水準の維持向上を図るため、国として継続的に必要な予算を確保するとともに十分な財政措置を講じること。
- 地方の実情を勘案することなく、国の財政健全化のために教育費の削減を図ることは、義務教育に対する国の責任放棄であり、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、また、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招くおそれもあることから、決して行わないこと。
- 中学校 35 人学級への定数改善を確実に実施するとともに、教職員の確保、加配定数の改善等について、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- 公立小中学校施設等について、新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、引き続き十分な財政措置を講じること。
- G I G A スクール構想で整備された端末等の更新については、I C T を活用した教育における地域格差を生じさせないように、国費による恒久的な財政支援を講じること。また、令和 7 年度以降の学校における I C T 環境の整備方針を踏まえた対応ができるよう所要の財源を確実に確保すること。

加えて、高等学校段階における端末の整備・更新や、学習基盤となるプラットフォームなどの整備についても、安定的なスキームを全額国費により構築すること。

- デジタル・理数系をはじめ、地域産業を支える人材の育成のために必要な環境整備を行うとともに外部専門人材の活用や大学等との連携を推進することなどを通じて、より充実した学習内容を実現するため、高等学校 DX 加速化推進事業の継続・更なる拡大及びその他高校等における教育内容の充実に係る支援の拡大を図ること。
- 家庭の環境や経済状況に関わらず、全てのこどもが希望する教育を受けられるよう、国の責任と財源において確実に高校授業料の無償化を進めること。また、公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大などが懸念されることから、骨太方針 2025 を踏まえ、高校教育改革等への国の支援の抜本強化などを図る際には、地方の意見を十分に踏まえるとともに、公立高校への財政的支援についても抜本的に拡充すること。あわせて、高校生等奨学給付金の拡充等、教育費の更なる負担軽減を図ること。加えて、高等教育の修学支援新制度について、所得制限や支給制限の撤廃など支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図ること。
- いわゆる給食無償化について、その趣旨・目的を明確にするとともに、国の制度として全国どこの自治体においても格差なく取り組める仕組みとし、学校給食の提供体制、学校給食費の地域差、喫食状況などの実態を十分に踏まえ、児童・生徒間の公平性が担保できるよう、国の責任において行うこと。また、費用負担については全額国費で措置するとともに、学校給食の質の維持などの課題を反映した制度設計とし、その内容や工程について、早期に示すこと。
- 高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、運営に必要な経常的経費に対する補助制度や特別交付税など地方財政措置の創設による、十分な財政支援措置を講ずること。
- 部活動の地域展開等については、地域の実情を十分に踏まえ、地域連携も選択可能とするとともに、経費負担の在り方や指導者及び受け皿の確保などの課題に対する明確な方針を示すこと。また、地域格差が生じることのないよう、十分かつ継続的な財政支援を行うこと。

## □ 地方分権改革の着実な推進

- 人口減少社会やデジタル化の進展を踏まえ、地方と協議しながら、現場の実情・課題を踏まえた国と地方の役割分担の見直し、地方への事務・権限の更なる移譲、自治立法権の拡充・強化、地方税財源の充実などの制度的な課題の検討を行い、地方分権改革を推進すること。
- 地方自治体ごとに規模や地域の実情が異なることに配慮し、義務付け・枠付けを避け、地方の裁量を十分確保すること。特に、国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化すること。なお、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化や「チェックのための仕組み」の確立を図ること。
- 過剰・過密な法令等や、補助金等を通じた実質的な義務付け・枠付けを見直すこと。なお、それらを見直す際に財政措置を弱めないこと。
- 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の趣旨に基づき、地方自治体に計画等の策定を求める法令等は、議員立法も含め、原則として設けないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。また、既に法令で計画策定が義務付けられているものについても、義務付けを廃止するよう不断の見直しを行うこと。
- 国の過剰な関与や規制については、国と地方で課題意識を共有し、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」のように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成すること。
- 「提案募集方式」では、特段の支障がない限り提案の実現を図ること。実現に当たっては、単に運用改善にとどまらず、事務・権限の移譲や、義務付け・枠付けなどの根本的な見直しを進めるとともに、同様の課題を持つ類似業務の見直しにも繋げること。また、地方公共団体等からのデジタル化に関する提案については、その実現のための財源を確実に措置すること。

- 施策立案の段階から国と地方が実質的に協議を行う仕組みを深化させること。また、「国と地方の協議の場」については、十分な議論ができる時間を確保するなど、更なる充実を図ること。
- 「事前情報提供制度」については、情報提供の時期等について適切な対応を行い、施策の立案段階で地方の意見が反映される仕組みを確保すること。
- 地方自治体への調査・照会については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、簡略化や廃止・統合を含めた見直しを行うこと。
- 行政手続における地方公共団体の経由事務については、関係地方公共団体への情報共有にも配慮しつつ、自治体事務の負担軽減の観点から見直しを行うこと。
- 「重点支援地方交付金」など地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かく実施できるよう設けられた交付金について、地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、地方の裁量を尊重すること。
- 国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金等の徴収が困難となった場合に、地方公共団体が代わりに国庫に返還しなければならない取扱いについては、制度の見直しを行うこと。
- 地方自治法に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。また、想定外の事態に万全を期すため、補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

- 全国一律の基準で実施する事務であって、国が一括処理した方が効果的なもの（個人に対する全国一律の給付金に係る事務など）については、国と地方公共団体での共同実施、地方公共団体から第三者機関への委託、国の直接執行を検討するなど、地方と協議しながら事務の在り方を見直すこと。

#### **□ 多様な人材が地方議会に参画するための環境整備の推進**

- 議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、「議会が地方公共団体の重要な意思決定を行う」など地方議会の役割等が明確化された令和5年の地方自治法改正を反映したものとすること。加えて、より効果的な主権者教育を実現するため、現在、中央教育審議会が改訂に向けた審議が行われている学習指導要領に「学校と議会が連携した主権者教育の推進」について明記すること。
- いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講じること。
- デジタル技術の活用等により、多くの住民の声を反映した活力ある地方議会にするため、議会におけるデジタル人材の確保や、議会のデジタル化に関する支援を講じること。
- 地方議会への多様な人材の参画、議員のなり手不足への対応のため、就業者の9割を会社員等の被用者が占めている状況に鑑み、立候補に伴う休暇制度や、当選後の議員活動に伴う休暇・休職、任期満了後の復職を保障し、企業等による不利益な取扱いを禁止するための必要な法改正を行うとともに、厚生年金の適用拡大が進んでいる状況を踏まえ、厚生年金への地方議会議員の加入を実現すること。
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が実施する議員活動と出産・育児の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修実施や相談体制の整備などの取組に対する支援を講じること。
- 議員のなり手不足による地方自治の弱体化が将来的に我が国の民主主義にも影響を与え得ることを踏まえ、地方議会が行うなり手不足対策に財政

支援を行うこと。

- 議員のなり手不足対策として小規模議会が議員報酬を適正な水準に引き上げられるよう、財政支援を行うこと。
- 議員のなり手不足対策として地方議会等が行う女性議員が活動しやすい環境整備の取組に対する支援を行うとともに、女性の立候補を後押しするための情報提供及び支援制度を構築すること。

#### **□ 地方税財源の確保・充実**

- 地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けている応益性の観点から課税されているものであり、近年のデジタル技術の進展等を背景とした取引形態や法人形態など社会経済情勢の変化に的確に対応した課税のあり方について、検討を行うこと。
- 電気供給業、ガス供給業などに対する法人事業税の収入金額課税については、送配電・導管部門の法的分離等に対応して、すでに課税方式の見直しが行われたところであり、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。
- 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合には、我が国においては地方法人課税分が含まれると考えるべきであり、国内法制化の際は、こうした点を踏まえた上で、制度を構築すること。
- 地方消費税を含む消費税については、その4割近くが地方の貴重な税財源であり、地方における社会保障の安定財源の確保とともに、持続可能な地方税財政基盤を確立していく上で、重要な役割を担っている。一方で、今後も、社会保障サービスの増大が見込まれることから、引き続き、消費税・地方消費税を含めた社会保障財源をしっかりと確保すること。
- 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、

自動車税が財産税的性格と道路損傷負担金的性格を有することや、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層増していくと見込まれることを念頭に置く必要がある。

車体課税については、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、地方の意見を十分聴取しつつ検討すること。

また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進めていくこと。

- 固定資産税は、市町村の基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 個人所得課税の見直しに当たっては、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が所得に応じて負担を公平に分かち合うことが重要であることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すること。
- 地方たばこ税の継続的かつ安定的確保や望まない受動喫煙の防止を図るため、各地方自治体は分煙施設の整備等に積極的に取り組む必要がある。他方、地方自治体にとって貴重な財源であることから、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、一般財源である地方たばこ税制度を堅持すること。
- ゴルフ場利用税については、ゴルフ場が所在する地方自治体にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。
- 東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方自治体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課

題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むこと。

- 住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大している。こうした現状に現実的に対応するため、地方税制のあり方に関する検討会で示された中間整理を踏まえ、地方団体間でこの乖離を調整する地方税制上の仕組みとして清算制度を導入するなど、利子割税収をあるべき税収帰属地に帰属させるための措置を早急に講じること。